

検察庁法改正案の「特例」を削除することと黒川前検事長の懲戒処分をもとめる意見書

検察庁法改正案は、検察官の定年を63歳から65歳まで延長することと合わせ、「特例」を設け内閣が認めればさらに3年間定年が延長できる法案である。この「特例」は昨年10月の段階では法案になかったもので、これが出てきたのは本年3月である。この間政府は、黒川弘務元東京高検検事長の定年延長を閣議決定で決めている。内閣の恣意的人事で黒川氏を定年延長させたことを合法化するために「特例」を急きょ法案に入れたことになる。内閣が恣意的人事を可能にすることは検察の独立と三権分立が損なわれることになり、法治国家を壊す重大な改悪だと言わざるを得ない。この改悪について「#検察庁法改正案に抗議します」というツイッター投稿が1千万件超までなると報道されているように国民の大きな反対の声によって、安倍晋三首相は今国会での成立を断念した。しかし次回以降の国会で「特例」を含めた法案成立を狙っていることを示唆している。

また黒川検事長はマージャン賭博で辞職した。被告を起訴、不起訴にできる権限を持つ高等検察の最高幹部である検事長が賭博という犯罪をしていたのだから、その処分にあたっては相当重いものにならなければならないはずが、「訓告」という軽い処分となった。

法務省は国家公務員法に基づく「懲戒」が相当と判断していたものの、首相官邸が懲戒にはしないと結論付け、法務省の内規に基づく「訓告」になったと報じられている(共同通信5月25日)。しかし安倍首相は、国会質疑で「検事総長が処分を行った。その報告が法相からなされ、私も了解した」と正反対の答弁をしている。安倍首相は、処分も「適正」と言い張り、今年1月に黒川元検事長氏の定年を延長した閣議決定も「撤回する必要はない」としている。検察私物化の狙いを捨てない首相の姿勢は重大である。

よって嵐山町議会は、民主主義の基本である三権分立と検察の独立をまもるため下記の点を強く求めるものである。

記

1. 内閣の恣意的人事が可能になる「特例」を法案から削除すること。
2. 黒川前検事長の処分は軽すぎるものであり、改めて調査し懲戒処分をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月11日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 森 一人

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
人事院